

第六号の二書式（第二十条の三関係）（A4）（平19国交令66・追加、平20国交令89・令元国交令1・令2国交令98・一部改正）

建築士法第23条の6の規定による  
設計等の業務に関する報告書

（第一面）

建築士法第23条の6の規定により、設計等の業務に関する報告書を提出します。この報告書の記載事項は事実と相違ありません。

知事殿

年 月 日

（ ） 建築士事務所 （ ） 知事登録第

所在地

電話 番

建築士事務所の開設者の氏名又は名称

〔記入注意〕 建築士事務所の開設者が法人である場合には、法人の代表者の氏名も併せて記載すること。



(第三面)

所 属 建 築 士 名 簿

氏名	一級建築士、又は士、又士管理する建築士であつ旨 二級の建築士にその場合は、	登録番号	登録を受けた名士建築士(二級の建築士)を府建設(又はその場合)	建築士2第3めちを日 建築のらにのち月習のた	一級建築士 設計又級 設計であつ旨 設計にその場合は、	一級 設計又級の 設計の 設計士号 建築備番 建設建付	建築のびめち近けた 士2第るそのた 法第5講れその月 第4号習そのれを日
<p>計</p> <p>一級建築士 二級建築士 木造建築士 構造設計一級建築士 設備設計一級建築士</p> <p>名 名 名 名 名 名 名</p>							



